

平成28年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年 2 月18日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成28年2月18日（木）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 広域連合長あいさつ
- 第5 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例
- 第6 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第5号 岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第8号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第9号 平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第10号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第15 議案第11号 平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（29名）

1番 澤里富雄君	2番 菅原恒雄君
3番 松田昇君	5番 内舘勝則君
6番 三浦隆君	7番 村田芳三君
8番 高橋守君	9番 柁屋伸夫君
11番 安部重幸君	12番 岩渕善朗君
13番 及川修一君	14番 海老原正人君
15番 桜井博義君	16番 石亀貢君
17番 廣内和之君	18番 五枚橋久夫君
19番 佐藤洋君	20番 深澤重勝君
21番 阿部祐一君	22番 小松則明君
23番 高宮一明君	24番 笹渡昇君
25番 金沢秀男君	26番 上山文雄君
28番 石川章君	29番 田村剛一君
30番 合砂丈司君	31番 北條喜久男君
32番 米倉清志君	

欠席議員（4名）

4番 小原享子君	10番 山本賢一君
27番 千田力君	33番 石原弘君

説明のため出席した者

広域連合長	谷藤裕明君	副広域連合長	民部田幾夫君
事務局長	兼田英典君	次長兼 総務課長	浅沼聡君

業務課長 猿舘直美君

会計管理者兼
会計室長
事務代理

主浜照風君

職務のため出席した者

議会書記長 浅沼聡君

議会書記 鈴木健二君

議会書記 大沼亮平君

開会 午後 2時20分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより平成28年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は29名であります。欠席の通告は、小原享子議員、山本賢一議員、千田力議員、石原弘議員の4名でございます。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件がありましたことから、お手元に配付しておりますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に2名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

浅沼書記長。

○議会書記長（浅沼 聡君） 朗読いたします。

議席番号23番 高宮一明議員、26番 上山文雄議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、6番 三浦隆議員、7番 村田芳三議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成28年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

東日本大震災津波から間もなく5年が経過しようとしておりますが、依然として仮設住宅等での避難生活が継続している被災者も多くおられます。このようなことから、当広域連合におきましても、被災された被保険者の皆様に対する支援策として、後期高齢者医療の一部負担金免除措置期間を本年12月末まで延長しているところでございます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成28年で、発足してから9年目を迎えることとなりますが、発足当初18万4,000人あまりであった当広域連合の被保険者数は、高齢化の進行により、平成27年10月現在では20万9,000人と、発足当初に比べ13.6%伸びており、これに伴って医療費も年々増加しているところであります。後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保が大きな課題となっております。

国におきましては、昨年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、被用者保険者の負担のあり方を見直すなど、国民皆保険制度の安定的な運営に向けて大きな改革が行われておりますが、当広域連合といったしましても、今後の制度改革の動向を注視するとともに、市町村と連携しながら保険料収納率の向上のための取組や、健康づくりに関する施策の推進などにより、被保険者の皆様一人一人が安心して医療を受けることができるよう、安定した制度の運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、平成28、29年度の保険料率を据え置くこととする後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例や、平成28年度広域連合一般会計予算及び平成28年度後期高齢者医療特別会計予算など、計11議案を提案申し上げます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私からのあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎議案第1号、議案第2号及び議案第3号の一括上程、説明、質疑、討

論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」、日程第6、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」及び日程第7、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例」についてであります、提案理由について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料及び同法の規定により審査請求に係る事件ごとに広域連合に設置する機関に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案書の6ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります、提案理由について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、条例に規定する不服審査制度の手続について、法との整合を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議案書の11ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例」についてであります、提案理由について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、条例に規定する不服審査制度の手続について、法との整合を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第1号から議案第3号まで御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第1号から議案第3号まで、3件に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号から議案第3号まで、3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第9、議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の15ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由について御説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案書の17ページをお開き願います。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由について御説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行及び行政不服審査法の

全部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第4号及び議案第5号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第4号及び議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号及び議案第5号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第10、議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の19ページをお開き願います。

議案第6号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由について御説明を申し上げます。

国及び県の例に準じ、行政職給料表、期末手当、勤勉手当の支給率及び単身赴任手当の支給額の改定並びに管理職員特別勤務手当を設定するほか、職務と責任に応じた給与とする等、

級別基準職務表を定めるため提案しようとするものであります。

また、行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第6号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

田村議員。

○29番（田村剛一君） 山田町の田村でございますけれども、ちょっと私初めて、1年目でございますので、中身についてわからないので教えていただきたいという点を含めて御質問申し上げます。

先ほどの議案の概要の中で説明がございましたけれども、給与表がこう出ていますが、この給与表は、広域職員の給与というのは国の給与表にのっとっているのか、県の給与表にのっとっているのかについてお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの概要の9ページに、平成28年度の改定の内容についてありましたけれども、その中に高齢層を最大3%引き下げ、若年層については1%程度引き上げるという文言がございます。この高齢者層とか、それから若年層というのは給与表で区切るのでしょうか。それとも年齢で区切られているのでしょうか。

それから、3%程度、1%程度というのは、人によって違うということなんでしょうか。それとも、任命権者が大体何%ぐらい引き上げますよというふうな感じで、この引き上げ率、あるいは引き下げ率を決定していくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

浅沼書記長。

○次長兼総務課長（浅沼 聡君） それでは御説明いたします。

まず、第1点目、給料表についてでございますけれども、国か県のどちらに従っているのかということでございますが、県の人事委員会勧告に基づきまして作成しております。

その前に若干説明いたしますが、広域連合の職員全員は、市町村及び県からの派遣職員であり、給料は派遣元の市町村及び県のほうが負担しておりますので、今回の条例改正による給料表については、職員の適用がございません。

直接広域連合から給料を出している職員はございませんが、今回の条例で、新たに管理職

員が平日の夜間や休日に勤務した場合に手当を支給するという規定が設けられましたけれども、その部分のみが広域連合から支給されるものでございます。

以上、前段の部分を説明しましたが、そのほか、高齢層の職員、それから若年層の職員の3%程度、あるいは1%程度というところは、どこで区切っているのかということでございますけれども、これも県の人事委員会勧告の規定に基づきまして規定しようとするものでございます。

給与条例につきましては、適用する職員がないということにはなりますが、地方公共団体として、条例を制定しておかなければならないということでございます。

○議長（菅原恒雄君） 田村議員。

○29番（田村剛一君） 了解しました。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第11、議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書の31ページをお開き願います。

議案第7号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由について御説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、被保険者均等割保険料の軽減対象を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第7号につきまして御説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号及び議案第9号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第12、議案第8号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第13、議案第9号「平成27年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 次の御説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては、省略をさせていただきたいと存じますので、御了承願います。

議案書33ページをお開き願います。

まず、議案第8号「平成27年度一般会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,767万4,000円とするものであります。

議案書34ページ、35ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成27年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

議会費について、平成27年度は定例会2回、臨時会2回の計4回の開催で見込んでいたところ、本会議を含め計3回の開催と見込まれるほか、職員の人件費について、時間外勤務手当が当初の予定額を上回ったこと等により、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書37ページをお開き願います。

議案第9号「平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億983万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,605億9,333万9,000円とするものであります。

議案書38ページ、39ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通し願います。

特別会計の歳入は、市町村負担金の3億1,365万5,000円の減額が主なものとなっております。特別会計の歳出は、療養給付費2億9,702万7,000円の減、11月定例会において計上していた後期高齢者医療財政調整基金への積立金の1億2,092万3,000円の減額を含む4億983万2,000円の減額補正をするものであります。

議案書40ページは、本年3月中に新年度の診療報酬明細書二次点検等に係る委託契約を執行するための債務負担行為の補正を追加するものであります。

以上、議案第8号及び議案第9号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第8号及び議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ないですか。質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号及び議案第9号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号及び議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第14、議案第10号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第15、議案第11号「平成28年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 議案書41ページをお開き願います。

議案第10号「平成28年度一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,319万7,000円とするものであります。

議案書42ページから43ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等をごらん願います。

また、別冊となっております平成28年度一般会計予算に関する説明書についてもお目通し

願います。

詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（浅沼 聡君） 平成28年度一般会計予算について、詳細を御説明いたします。

平成28年度の予算に関する説明書により説明いたします。

4ページ、5ページをごらんください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項1目、市町村負担金1億8,800万円は、事務費負担金で、広域連合規約に基づき算定しました事務経費及び派遣職員に係る人件費等に充てるための市町村の負担金でございます。対前年度で125万円の増額となっておりますのは、情報セキュリティ対策のための事務室用ネットワーク機器等の増設に伴うものでございます。

4款1項1目、利子及び配当金6,000円は、財政調整基金に係る預金利息でございます。

6款1項1目、基金繰入金501万8,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成26年度繰越金を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

6ページ、7ページをごらんください。

7款1項1目、繰越金及び8款1項1目、預金利子は、それぞれ1,000円を存目計上しているものでございます。

8款2項3目、雑入は、職員住宅として入居している住宅の賃借料の額が広域連合の規定を上回る場合の超過分について、当該職員から徴収する使用料等について予定するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目、議会費191万8,000円は、議会運営に係る経費といたしまして、平成27年度実績から見積もった所要額を計上したものでございます。

2款1項1目、一般管理費のうち1節から19節までは、広域連合事務局の運営に要する経費として計上したものでございます。

主な経費といたしまして、3節、職員手当は、時間外勤務手当、寒冷地手当等でございます。

9節、旅費は、全国後期高齢者医療広域連合協議会の諸会議等への参加に要する経費を含

む額としております。

14節、使用料及び賃借料は、事務用パソコン、岩手県自治会館事務室賃借料、職員住宅等の賃借料などがございます。

19節、負担金補助及び交付金は、派遣職員の人件費負担でございます。

平成28年度におきましては、平成27年度と同数の職員21名の派遣を県及び市町にお願いしておりまして、派遣元市町の異動及び平成27年度の執行状況等から所要見込み額を算定し、計上したものでございます。

以上、一般管理費につきましては、平成27年度の支出実績見込み額から所要額を算定したところ、前年度より87万6,000円増の1億9,000万4,000円を計上するものでございます。

10ページ、11ページをごらん願います。

2款2項1目、選挙管理委員会費及び2款3項1目、監査委員費は、それぞれ委員会等の運営に要する経費など所要額を算定し、計上しているものでございます。

以上で、一般会計に関する説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 次に、議案書45ページをお開き願います。

議案第11号「平成28年度後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,539億5,826万1,000円とするものであります。また、一時借入金の借入れの最高額は100億円とすることとし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に、同一の款の各項経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

議案書46ページから47ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等をごらん願います。

なお、別冊となっております平成28年度後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

詳細につきましては、業務課長から御説明を申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） それでは、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入の概要から御説明いたします。

議案書の46、47ページをごらん願います。

歳入であります。

第1款、市町村支出金241億1,956万3,000円ありますが、市町村の事務費負担金、保険

料等負担金及び療養給付費負担金などであり、所得の落ち込みなどにより保険料等負担金の減額に伴い、前年度予算額より2億2,678万5,000円の減額となっております。

第2款、国庫支出金546億3,993万7,000円でありましたが、療養給付費負担金などの国庫負担金と調整交付金などの国庫補助金の合計額であり、療養給付費の増加などの影響により、前年度予算額より9億9,621万2,000円の増額となっております。

第3款、県支出金127億8,924万1,000円でありましたが、療養給付費負担金などの県負担金と一部負担金特例措置支援事業費補助金の合計額であり、平成26、27年度で交付を受けておりました財政安定化基金交付金を活用しない見込みであることから、前年度予算額より7億5,171万円の減額となっております。

第4款、支払基金交付金613億8,529万6,000円でありましたが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます後期高齢者交付金であり、現役世代からの支援金比率が引下げになることにより、前年度予算額より1億8,871万6,000円の減額となっております。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金2,300万円でありましたが、同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第6款、財産収入56万5,000円でありましたが、後期高齢者医療財政調整基金の運用利子であります。

第8款、繰入金8億7,609万4,000円でありましたが、保険料の負担軽減緩和に充てます後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金であります。

第9款、繰越金でありましたが、前年度からの繰越金として1,000円を存目計上するものであります。

第11款、諸収入1億2,456万4,000円でありましたが、預金利子のほか、第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などの合計額であります。

続きまして、歳出であります。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、別冊の予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、説明書の32ページ、33ページをごらん願います。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、3億645万9,000円でありましたが、33ページの説明欄に記載をしておりますとおり、一般管理事務経費のほか、電算システムの運用保守業務委託料や診療報酬明細書の点検等に要する経費などがあります。

34ページ、35ページをごらん願います。

第2項、賦課徴収費、48万9,000円ではありますが、後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や市町村との協議のための旅費であります。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、1,475億4,997万6,000円ではありますが、平成28年12月診療分までの東日本大震災に伴う一部負担金の免除制度延長に係る経費を含む療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、県国保連合会に支払いします審査支払手数料などであり、療養費の増加に伴い、前年度予算額より5億7,503万2,000円の増額となっております。

また、第2項、高額療養諸費、51億9,248万1,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費であります。

36ページ、37ページをごらん願います。

第3項、その他医療給付費、3億8,691万円ではありますが、葬祭費であります。

第3款、県財政安定化基金拠出金、6,319万8,000円ではありますが、これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして、県に設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものであります。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、3,952万円ではありますが、国民健康保険中央会が行います同事業に拠出するものであります。

36ページから39ページにかけて記載しております、第5款、保健事業費、3億6,329万円ではありますが、健康診査事業や人間ドック等に係ります健康保持増進事業への補助金などであり、健診受診者の増を見込み、前年度予算額より2,873万7,000円の増額となっております。

38ページ、39ページをごらん願います。

第7款、基金積立金、56万6,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金から生ずる運用利子収入を基金に積み立てるものであります。

第8款、公債費、387万1,000円ではありますが、一時借入金の利子であります。

第9款、諸支出金、4,150万1,000円ではありますが、保険料負担金の還付金や還付加算金として4,150万円、前年度の国庫県支出金の療養給付費負担金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金等として、償還金に1,000円を存目計上したものであります。

40ページ、41ページをごらん願います。

第10款、予備費は1,000万円を計上したものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） 以上、議案10号及び議案第11号につきまして御説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第10号及び議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

五枚橋議員。

○18番（五枚橋久夫君） 九戸村の五枚橋ですけれども、支出の第2款、医療給付費についてお尋ねします。

この給付費につきましては、27年度の当初1,526億が、補正で1,523億、ざっと3億ぐらい減額になったということだと思えますけれども、それが今、補正後のものと比較すると8億が増額になっているんですけれども、26年度の当初の予算と補正後の予算、そして、それらを踏まえてそうした流れがどういったことに基づいているのか、被保険者が増加していることかとは思えますけれども、かなり上がったか下ったかというようなところが見えますので、その部分について簡潔に説明していただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） 今、御質問のありました療養給付費でございますが、26年度の実績は、約1,390億円ほどとなっております。

それで、今年度の決算見込みでございますが、医療費の伸び的には2.数%を見込んでおります。26年度は、25年度に比較しまして1%程度の低い伸びでございました。それで、その辺の関係は、おそらく、前回の診療報酬の改定等が影響していると思われそうですが、28年度におきましても、診療報酬の改定等が予定されておりますので、その点を考慮しまして、28年度の医療費の伸びを推定し、今回の予算として計上したものでございます。

○議長（菅原恒雄君） 五枚橋議員。

○18番（五枚橋久夫君） 被保険者の数だけでなく、単価も考慮されているということなんです。了解しました。

○議長（菅原恒雄君） そのほかにございませんか。

田村議員。

○29番（田村剛一君） 山田町議会でも、保険料の値上げの問題が議員の中で話題となって

くるものですから、確認したいのですが、いずれ28、29年度については、保険料は従来どおり値上げしないということ、また、30、31年度についても、先ほど財政安定化基金を使うことによって、何とか抑えることができるのではないかと、あるいは、できるだけ給付を上げないようにして抑えることができるんじゃないかという話があったと思いますが、町に戻ると、保険料の話が当然出てきたり、それを心配しているという問題も出ているようです。そういうことで確認しますけれども、まず28、29年度については値上げしなくてもいいと。次回、つまり30、31年度についても、今の状況では多額の保険料の値上げはしなくてもいいと、このように理解してよろしいでしょうか。

その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） ただいまの御質問でございますが、28、29年度の保険料につきましては、現行の保険料率で据え置くということで、先ほど条例改正等可決していただいたところでございますけれども、その次の30、31年度につきましては、今現在、広域連合の剰余金を28、29年度に全額投入するということにしておりまして、広域連合の基金はゼロになるという見込みでございます。

それで、もう一つ、県の財政安定化基金がございまして、そちらが約13億円ほど、その時点である見込みでございます。それらを活用しまして、30、31年度につきましては、保険料の負担の増加抑制を図ってまいりたいと思いますし、もう一つは、今年度、また来年度以降発生する広域連合の剰余金等を、増加抑制の財源として活用していきたいと考えているところでございます。

それで、30、31年度は、現時点での試算でいきますと、保険料は均等割が現在3万8,000円でございますけれども、その財政安定化基金を活用した場合でも、4,400円ほど均等割を増額しなければならないと。また、所得割のほうでも0.78%程度上げなければならないというような状況となっております。

○議長（菅原恒雄君） 田村議員。

○29番（田村剛一君） 今のお話を聞きますと、ちょっと理解に苦しむことがあるんですけども、30、31年度については、均等割等を上げなければならないということですので、町に戻って聞かれた場合に、値上げになるということを報告したほうがよろしいのでしょうか。その点について、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 兼田事務局長。

○事務局長（兼田英典君） お答えいたします。

30、31年度につきましては、現時点での試算では、県の財政安定化基金を活用したとしても値上げになる見込みという状況でございますが、いずれ今後27年度の決算でありますとか、28年度の決算を精査しまして、その時点で、また構成市町村の皆様方とも協議しながら、次期の保険料率について検討していきたいと考えております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号及び議案第11号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

閉会 午後 3時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 三 浦 隆

署 名 議 員 村 田 芳 三